

令和3年 第10回須賀川市農業委員会総会議事録

令和3年10回須賀川市農業委員会総会は、次のとおり招集された。

- 1 招集公示 令和3年10月6日（水）
- 2 招集通知日 令和3年10月6日（水）
- 3 招集日時 令和3年10月18日（月）午前9時30分
- 4 招集場所 市役所 4階大会議室A・B
- 5 招集委員 須賀川市農業委員会 農業委員（19名）

農地利用最適化推進委員（10名）

議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名	議席 番号	氏名
1	加藤 梅子	2	関根 要一	3	安藤 雅裕	4	桑名 辰幸
5	大越 彰	6	村上 光宏	7	古川 雅和	8	矢部 邦博
9	高橋 純一	10	小枝 宏嗣	11	松川美智夫	12	吉田かつ子
13	鈴木 光重	14	和田 博文	15	熊谷 聡	16	横川 良雄
17	矢吹 正則	18	深谷 寅一	19	秋山 吉治		

6 出席農業委員 19名

7 欠席農業委員 0名

担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名	担当 地域名	氏名
須・浜	安田 彰	西袋	吉田 和男	小塩江	橋本 孝一	小塩江	塩田 静生
小塩江	相楽 利晴	仁井田	根本 芳一	大東	関根 隆二	大東	佐藤 良幸
大東	関根 久之	岩瀬	齊藤 正人				

8 出席を要請した農地利用最適化推進委員 10名

9 欠席農地利用最適化推進委員 2名

（安田彰推進員委員、吉田和男推進委員）

10 職務のため会議場に出席した事務局職員の職・氏名

農業委員会	事務局 長	西澤 俊邦
	農政係 長	鈴木 弘明
	農地係 長	力丸 光輝

11 議 案

議案第 52 号 農用地利用集積計画について

議案第 53 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 54 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について

議案第 55 号 現況確認証明申請の適否決定について

報告第 38 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理
について

報告第 39 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理
について

報告第 40 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について

報告第 41 号 携帯電話用無線基地局の建設に係る農地転用届出書の受理につ
いて

報告第 42 号 農業経営改善計画認定申請に係る意見書について

12 その他

13 開 会 (午前 9 時 3 0 分)

14 あいさつ 農業委員会 会長 和田 博文

15 進 行

須賀川市農業委員会会議規則第 4 条の規定により、議長に和田博文農業
委員会会長が就任する。

議長は、出席農業委員数の報告後、須賀川市農業委員会会議規則第 6 条
の規定により本総会が成立していることを宣言した後、農地利用最適化推
進委員の出席委員数も報告した。議事録署名委員には、議席番号 11 番 松
川美智夫 農業委員と 12 番 吉田かつ子 農業委員を指名した。

16 議 事

審議内容 別添のとおり。

17 閉 会 (午前 1 0 時 4 5 分)

須賀川市農業委員会会長は、書記をして議事一切を記録せしめ、その事

実に相違ないことを証するため、議事録署名農業委員とともに署名する。

令和3年10月19日

須賀川市農業委員会

会 長（議 長）

議事録署名農業委員

議事録署名農業委員

<別 紙> 審 議 内 容

令和3年 第10回総会

令和3年10月18日（月）

議 長 それでは、只今から議事に入ります。

議案第52号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 鈴木係長 概略説明。農政課 藤田主事 説明。

議 長 只今、説明がありました第112号から第113号までについて、質問等ありませんか。

（質疑等なし）

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第52号「農用地利用集積計画について」異議のない農業委員は挙手願います。

（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、議案第52号「農用地利用集積計画について」は計画どおり議決し、決定することといたします。

（農政課職員 退席）

議 長 次に、議案第53号「農地法第3条第1項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 鈴木係長 説明。

議 長 続いて、申請番号順に調査員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員、農業委員からお願いいたします。

受理番号第53号について根本委員よろしくお願いいたします。

根本推進委員 受理番号第53号について説明いたします。

10月16日、譲受人に聞き取り調査を行いました。譲受人は譲渡人の養子となっており、今回の利用権設定に当たりまして、譲渡人も高齢であるため、申請に至ったとのことでありました。申請地は現在も譲受人が耕作をしており、今後も引き続き野菜等を栽培していくとのこと、許可上、問題ないと思われまますので、よろしくご審議ください

ますようお願いいたします。

議長 受理番号第 54 号、第 55 号、第 57 号、第 58 号、第 59 号、第 63 号は関連しておりますので、佐藤良幸委員よろしくようお願いいたします。

佐藤推進委員 受理番号第 54 号、第 55 号、第 57 号、第 58 号、第 59 号、第 63 号については、関連性がありますので一括して説明いたします。

13 日に熊谷委員と聞き取り調査を行いました。始めに第 54 号につきましてですが、譲渡人は現在神奈川県に住んでおりまして、生まれは市内市野関になり、親が亡くなって申請地を相続し、現在まで所有・管理しておりました。しかしながら、譲渡人は 73 歳という高齢であり、最近では管理できなくなっており、近所の方から雑草の管理などの要望が寄せられていたこともあり、地元の親戚を介して、売買に至ったとのことであります。

第 55 号、第 57 号、第 58 号については、このことに関連し、売買による土地の交換となります。

第 59 号の譲受人については、現在まで相対で農地を借りて耕作したところではありますが、今回、改めて売買による許可申請となったとのことです。

第 63 号について、譲受人は譲渡人のいとこの子でありまして、働きながら、耕作したいとの意欲があったことから売買に至ったとのことです。

各譲受人の方々は、現在まで農業をしており、機械等も整えていることから、許可上問題ないと思われまますので、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 56 号について、小枝農業委員よろしくようお願いいたします。
小枝農業委員 受理番号第 56 号について説明いたします。

10 月 13 日に吉田推進委員と聞き取り調査を行いました。譲渡人と譲受人は吉美根地区の農業者であります。申請地は休耕状態であったため、申請地に隣接した農地の所有者である譲受人に売買を打診し、譲受人も経営規模の拡大を考えていたことから、今回の申請に至った

とのことでありました。価格については両者の話し合いで決まったものであり、妥当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 60 号について、齊藤委員よろしくお願いいたします。

齊藤推進委員 受理番号第 60 号について説明いたします

10月9日に村上農業委員と現地調査を実施してきました。設定人と被設定人は親子であり、10年前に設定人が農業者年金を受給するために被設定人に経営移譲して、使用貸借権を取り交わしたところであります。今回、貸借期間が満了したことから、貸借権を更新するため申請となったとのことでありました。申請地は全て被設定人が耕作しており、休耕地はありませんので、許可上特に問題は無いと思われませんが、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 61 号について、小枝農業委員よろしくお願いいたします。

小枝農業委員 受理番号第 61 号について説明いたします。

10月13日に吉田推進委員と聞き取り調査を行いました。譲渡人と譲受人は親子であります。申請地は森宿地区のほ場整備事業に関連し、事業組合法人ライスファーム靱山へ集積するため、今回の使用貸借権を設定となったとのことでありました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 62 号について、関根隆二委員よろしくお願いいたします。

関根推進委員 受理番号第 62 号について説明いたします。

譲渡人は地域内の方に耕作を依頼していましたが、昨年からは耕作が出来なくなったとのことで、隣地で耕作している譲受人へ相談したところ、作業の利便性も高いことから譲り受けることとなり、今回の申請となりました。許可上特に問題は無いと思われませんが、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明に、ご意見、ご質問はありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それではお諮りいたします。

議案第 53 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 53 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」は許可することを議決し、決定することといたします。次に、議案第 54 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明。

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。説明は、担当した最適化推進委員、農業委員からお願いいたします。

受理番号第 47 号について、根本委員よろしくお願いいたします。

根本推進委員 受理番号第 47 号について説明いたします。

15 日に現地確認し、代理人に聞き取り調査を行いました。今回は譲受人が申請地付近に住宅を建築することとなりましたが、駐車場敷地が確保できないことから、土地を探した結果、今回に申請となったとのことでした。12 ページの地図を参考にさせていただければと思いますが、申請地は住宅に囲まれている所であり、長く休耕地の状態であります。周囲は農地も無く、価格は双方合意の上、決定したものであります。許可上特に問題は無いと思われませんが、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 受理番号第 48 号、第 49 号について、関根隆二委員よろしくお願いいたします。

関根推進委員 始めに受理番号第 48 号について説明いたします。

譲受人と譲渡人は知人関係にあり、譲渡人が休耕地の有効利用を考えていたところ、譲受人が家の用地を探していたことから、両者間で話がまとまり、今回の申請に至ったとのことでありました。許可上問題は無いと思われませんが、委員の皆様のご判断をよろしくお願いいた

します。

次に受理番号第 49 号について説明いたします。

譲受人が兩田地内に携帯基地局を設置するのに際し、資材置場の用地を探していたところ、基地局用地に隣接する譲渡人の土地があり、話し合いがまとまったため、今回の申請となりました。工事終了後は原状に戻すとのことであり、一時転用となりますので許可上特に問題は無いと思われませんが、委員の皆様のご判断をよろしく願いいたします。

議長 受理番号第 50 号について、橋本委員よろしく願いいたします。

橋本推進委員 受理番号第 50 号について安藤農業委員、吉田農業委員と調査を行った結果について説明いたします。

被設定人が施工する工事の箇所ではありますが、申請地の北側が阿武隈川でありまして、阿武隈川の掘削工事を行うに際し、現場事務所等が必要であるため、今回の申請となりました。設定人は 2 年程前から病床に伏しておりまして、申請地は現在耕作されておられません。工事の発注者は国土交通省でありまして、工事後は原状に戻すとのことで特に問題は無いと思われませんが、委員の皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議長 受理番号第 51 号、第 52 号について、大越農業委員よろしく願いいたします。

大越農業委員 受理番号第 51 号について説明いたします。

10 月 5 日、小枝農業委員、安田推進委員と現地調査を行いました。申請地につきまして代理人に確認したところ、長年休耕地状態であるため、太陽光発電施設として譲受人へ土地を貸すとのことでありました。太陽光施設設置後の除草につきましては、草刈り機を使用し、機械が及ばない所のみ、国で認められた除草剤を使用するとのことであります。土砂崩れ等の災害が起きた場合は、責任をもって対応するとのことで、周辺住民に説明済とのことであり、付近の農地に影響を与えることは無いと思われまます。委員の皆様のご審議をよろしく願いいたします。

続きまして、受理番号第 52 号について説明いたします。本申請地は第 51 号の工事における資材置場として一時的に使用するものであります。使用に際しましては、砂利は敷かないとのことで、原状回復は可能かと思われまます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 53 号について、橋本委員よろしくお願いいたします。

橋本推進委員 受理番号第 53 号について安藤農業委員、吉田農業委員との調査結果について説明いたします。

申請地は、譲渡人のご先祖が造酒屋を営んでおりまして、その事業で得た土地でありましたが、今後耕作しないとのことで、原野等を代行業者に委託して処分していた土地の最後の一筆とのことでございます。譲受人は環境に負荷を与えず、適正に管理をするとのことで、問題は無いかと思われまますが、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 54 号について、塩田委員よろしくお願いいたします。

塩田推進委員 受理番号第 54 号について説明いたします。

10 月 17 日に譲渡人の立ち合いのうえ、安藤農業委員、吉田農業委員と現地調査を行いました。申請地は譲渡人が高齢で住宅から離れていることもあり、休耕地となっております。今後も耕作する予定が無いことから、太陽光発電施設として、譲受人へ土地を貸すことになったとのことです。設置後の管理については、前号と同様となります。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 受理番号第 55 号、第 56 号について、相楽委員よろしくお願いいたします。

相楽推進委員 受理番号第 55 号、第 56 号について説明いたします。

10 月 11 日、安藤農業委員と現地にて調査確認しました。申請地は太陽光発電施設を設置するため、申請が出されたものではありませんが、農地の集団性を阻害するものではなく、雑草の駆除については除草剤を使用せず、草刈り機を使用するため付近の農地に与える影響は無いと考えられまますが、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 受理番号第 57 号について、関根久之委員よろしくお願いいたします。
関根推進委員 受理番号第 57 号について説明いたします。

申請地は 3 年前まで譲受人が作付をしておりましたが、自宅から離れていることや、付近が山林であることなどから作付が出来なくなったところ、太陽光発電施設の依頼があったことから、20 年の賃借権の申請となったものです。なお、除草は草刈り機を使用することです。許可上は問題は無いものと思われませんが、委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 54 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議 長 異議なしと認め、議案第 54 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請適否決定について」議決し、許可することといたします。

次に、議案第 55 号「現況確認証明申請の適否決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 力丸係長 説明

議 長 続いて、調査委員の説明を求めます。

受理番号第 5 号について、大越農業委員よろしくお願いいたします。

大越農業委員 受理番号第 5 号について説明いたします。

10 月 5 日に小枝農業委員、安田推進委員と現地調査を行いました。調査の結果、申請理由のとおりであることを確認しました。状況からみて、地目変更は止むを得ないと思われず。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありませんか。

(質疑等なし)

議 長 それでは、お諮りいたします。

議案第 55 号「現況確認証明申請の適否決定について」許可することに異議のない農業委員は挙手願います。

(全員挙手)

議長 異議なしと認め、議案第 55 号「現況確認証明申請の適否決定について」証明することを議決し、決定といたします。

議長 次に、報告事項に入ります。

- 報告第 38 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理について」 1 件です。
- 報告第 39 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書の受理について」 6 件です。
- 報告第 40 号 農地改良行為工事のための届出書の受理について」 1 件です。
- 報告第 41 号 携帯電話用無線基地局の建設に係る農地転用届出書の受理について」 2 件です。
- 報告第 42 号「農業経営改善計画認定申請に係る意見書について」 11 件です。

議長 以上で、本日の提出案件の審議はすべて終了いたしました。

議長 その他であります、10 月 14 日に行われました第 3 回常任委員会の結果について報告いたします。

●報告内容（和田委員長）

- ・令和 3 年度福島県下農業委員会大会については、5 名（和田会長、古川職務代理、影山農地利用最適化推進委員長、大河原副委員長、西澤事務局長）が出席する。
- ・令和 3 年度県外視察研修については、コロナ禍に影響により中止とする。
- ・令和 3 年度農政懇談会については、コロナ感染状況の推移を踏まえ、市当局と協議のうえ決定する。

・農地中間管理機構の情報提供については、12月総会時に農業振興公社の須賀川地域マネージャーに出席を依頼し、情報を受けることとしたい。

議長 その他、皆さんから何かございませんか。

熊谷農業委員 太陽光発電施設の転用について、今回も一つの業者から多く申請が出されたが、過去に同じ業者に対し、転用を許可した農地がまだ未着工である箇所が多い。また、譲渡人から賃料の支払いについて苦情が寄せられている。これらについて、何か対応はできないのか。

事務局 このことについては、事務局としても懸念しており、業者に遅延の理由を問い質したところ、海外からの資材の搬入が遅れているためとのことであった。

また、工期が遅れている場合の措置について、以前、県に聞いたところ、工期遅延のみの理由で、変更許可申請等の提出や許可取消等の対応はしていないとのことであった。このことから、直ぐに処分を行うということは難しいが、今後も引き続き業者に対し、早期着工を強く求めていきたい。

事務局長 賃料の支払い方法などについては、当事者間で契約を交わしたことであるため、当局からは是正をすることができないが、契約の内容に関しては、今後、法律相談等を通じて検証していきたい。

安藤農業委員 今後、工期が遅れている者に対し、処分等の措置は何もできないのか。

事務局長 この件については、本市のみならず、他市町村も同様の問題があるということを聞き及んでいることから、改めて県に照会し、県の方針を確認したうえで、適切な対応をすることとしたい。

議長 事務局からは他に何かございませんか。

・来月の総会については、会場準備の関係で、午後2時30分に開催する予定である旨を伝えた。

議長 他になければ、これにて令和3年第10回須賀川市農業委員会総会

を閉会といたします。慎重審議、お疲れ様でした。